

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	・・・	4

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年8月17日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C13
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和5年8月7日
  - ② 申請者：山梨交通株式会社
  - ③ 適用路線：山梨県内の一般路線バスの全路線（静岡県内の一部を含む）
  - ④ 平均改定率：19.40%
  - ⑤ 初乗り運賃：190円（現行：現金150円、IC150円）
  - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
甲府駅～武田神社	190	190	230	7,980	9,660
甲府駅～湯村温泉入口	220	220	260	9,240	10,920
甲府駅～小笠原橋	650	650	760	25,200	29,400
韮崎駅～百観音	470	470	560	19,740	23,520
富士宮駅～北松野	410	410	480	17,220	20,160

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年8月17日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C14
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和5年8月9日
  - ② 申請者：立川バス株式会社
  - ③ 適用路線：東京都内の一般路線バスの全路線（埼玉県内の一部を含む）
  - ④ 平均改定率：15.91%
  - ⑤ 初乗り運賃：230円（現行：現金180円、IC178円）
  - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
立川駅北口～武蔵村山市役所前	390	388	430	17,550	19,350
立川駅北口～武蔵野美術大学	280	273	340	12,600	13,500
国立駅北口～けやき台団地	180	178	230	8,100	9,450
国立駅南口～矢川駅	200	199	230	9,000	10,350
昭島駅北口～IHI	370	367	420	16,650	18,450
羽村駅東口～箱根ヶ崎駅西口	290	284	350	13,050	13,950

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上

# 公 示

## ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年8月17日 関東運輸局長 勝山 潔

## ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

**番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)**

23B18号 特定非営利活動法人 コスモスの家

1. 令和5年7月18日
2. 京浜地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

- |           |      |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 大型車   | 上限運賃 |
| (ウ) 普通車   | 上限運賃 |